

## 鳴門市中小企業振興基本条例 逐条解説

### (前文)

私たちのまち鳴門市は、「鳴門の渦潮」に代表される雄壮で風光明媚な自然環境に恵まれ、その恵みを生かした「なると金時」「れんこん」「鳴門わかめ」「鳴門鯛」など、全国的に有名な「鳴門ブランド」に代表される農水産業、また、製塩業や「足袋」「陶器」などの多様な伝統産業の発展により、古くから本州と四国を結ぶ交流拠点都市として栄えてきた。

その中であって、市内企業の多数を占める中小企業は、地域の発展と共に育ち、地域経済と雇用を根幹から支えるとともに、その企業活動を通じて地域社会や市民生活の向上に貢献する役割を担ってきた。

そして現在、社会情勢がめまぐるしく変化していく中であっても、中小企業の存在と持続的な繁栄は、今後も本市が持続的に発展をしていくにあたって欠くことのできないものである。

こうした認識のもと、中小企業が持続的に成長発展をしていくためには、まず、事業者が自ら地域社会の重要な役割を担っていることを理解し、常に自主的な努力を行っていくことが求められるとともに、地域社会に関わる人々が、中小企業の振興が本市の持続的発展に欠かせないものであるという認識を共有することによって、その成長を支えていくことが必要となる。

また、豊かな食文化や恵まれた立地と自然環境、さらには、お遍路さんへのお接待文化やドイツとの交流の歴史にみられる人情味あふれた市民性など、先人たちが育んできた本市の貴重な財産は、将来において、中小企業が成長発展するための大きな力となり得るものである。

ここに、本市の特性を活かした個性あふれる、強い経済基盤をもったまちづくりを実現するため、地域社会が一体となって中小企業の振興に取り組んでいくことを強く決意し、この条例を制定する。

前文は具体的な法規を定めたものではないことから、前文の内容から直接的な効果が生ずるものではないが、条例の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示すものとされています。

ここでは、鳴門市の特徴を全体的に表現しながら、条例の制定の背景や目的などに関する事項を記述しています。

《参考》

#### ◇中小企業基本法第6条

(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ◇小規模企業振興基本法第7条

(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

### ◇第六次鳴門市総合計画 基本構想・基本計画 第1章 まちづくりの基本目標

#### 1 将来都市像

将来都市像は、鳴門市がめざす10年後のまちの姿を示したものです。

まちづくりには、市民、地域、事業者、行政が、信頼関係により結ばれた強い絆のもと、ともに考え、手を取り、行動していくことが必要です。

自治基本条例の理念のもと、市民参画と協働のまちづくりを進め、市民一人ひとりが、鳴門のまちに愛着と誇りを持って鳴門の魅力を語ることができ、だれもが鳴門市に生まれて良かった、住んで良かった、訪れて良かったと実感できるまちをめざして、将来都市像を次のように定めます。

## 1. (目的)

**第1条** この条例は、鳴門市における中小企業の振興に関し、基本理念及び施策の基本方針を定めるとともに、市の責務、中小企業者等の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測することができるよう、条例の立法目的を簡潔に表現するものです。

ここでは、条例に中小企業の振興に関する事項を規定することにより、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、本市の経済の発展及び市民生活の向上を図ることを目的としています。

《参考》

#### ◇中小企業基本法第1条

(目的)

この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他

の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

## ◇小規模企業振興基本法第1条

(目的)

この法律は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

## 2. (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び小企業者をいう。
- (5) 中小企業団体 商工会議所、商工会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合その他の中小企業の振興を目的とする団体であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (7) 学術研究機関等 学術研究機関、産業支援機関及び教育機関をいう。
- (8) 金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関及び徳島県信用保証協会をいう。
- (9) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (10) 産学公民金 中小企業者等、中小企業団体、大企業者、学術研究機関等、行政、市民、金融機関、マスメディア等の中小企業の振興支援に係る者をいう。

定義規定は、用いる用語の意義を定めるもので、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。ここでは、「中小企業者」「小規模企業者」などの定義について規定します。

このうち「中小企業者」「小規模企業者」「小企業者」の定義は、中小企業基本法、小規模企業振興基本法の規定によっており、「小規模企業者」は「中小企業者」に含まれます。なお、「中小企業」「小規模企業」と「中小企業者」「小規模企業者」「小企業者」の違いについては、「中小企業」「小規模企業」は企業を包括的、総称的に指す場合に用い、「中小企業者」「小規模企業者」「小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用います。

また、「大企業者」は、「中小企業者」以外の事業者を指しています。

次に、「中小企業団体」とは、商工会議所、商工会、事業協同組合などの中小企業組合、中央会など、主として中小企業の振興を目的とする団体を指します。

また、主として中小企業の振興を目的とする団体であれば、法人格の有無は問わず、任意団体も含まれます。

(事例)

(一社) 徳島県中小企業家同友会、徳島県倫理法人会など

#### 《参考》

#### ◇中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下の会社及び個人
卸売業	100人以下又は1億円以下の会社及び個人
サービス業	100人以下又は5,000万円以下の会社及び個人
小売業	50人以下又は5,000万円以下の会社及び個人

#### ◇中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者

おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

#### ◇小規模企業振興基本法第2条第2項に定める小企業者

この法律において「小企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が五人以下の事業者をいう。

#### ◇中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に掲げる中小企業団体

事業協同組合	信用協同組合	協業組合
事業協同小組合	協同組合連合会	商工組合
火災共済協同組合	企業組合	商工組合連合会

### 3. (基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 中小企業者等の経済的・社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (3) 産学公民金が、協働の理念に基づき対等な立場で役割分担をすること。
- (4) 持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちが実現されること。

2 小規模企業及び小企業の振興は、前項に規定する中小企業の振興に関する事項のほか、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 中小企業の中でも多数を占める小規模企業及び小企業は、地域の経済及び雇用を支える極めて重要な存在であることに鑑み、小規模企業者・小企業者の事業の持続的な発展が図られること。
- (2) 経営資源の確保に苦慮することが多い小規模企業者・小企業者の経営状況に応じ、必要な配慮が行われること。

基本理念では、当該条例の目的である中小企業の振興を実現するための、基本となる考え方、すべての主体が目指すべき方向性を示したものであり、「中小企業基本法」や「小規模企業振興基本法」「中小企業憲章」の趣旨を踏まえ、6項目を掲げています。

#### 1. 中小企業振興

- ① 中小企業基本法においては、「中小企業政策は、中小企業者の自らの努力を前提とし、この努力を助長する方向で支援する」こととしています。この趣旨を踏まえ、本

条例においても、中小企業の振興は、中小企業者自身の創意工夫や自主的な努力を尊重し推進することとしています。

- ② 中小企業者は、経済的・社会的環境の変化により影響を受けやすく、場合によっては事業活動に著しい支障をきたすおそれもあります。よって、中小企業を振興する上では、経済的・社会的環境の変化を的確に捉え、その変化に対し中小企業者が円滑に適応できるように推進することとしています。
- ③ 中小企業の振興における各主体の関係を示した項目です。中小企業の振興は、関係する主体がそれぞれ協働して推進することとしています。
- ④ 地域経済の活性化においては、地域で生産されたものがその地域で消費されるなど、地域内での経済循環が重要となります。また、これと併せ、地域に内在するものを地域外に発信するなどして、地域外からの財貨を獲得することにより、経済循環が持続的なものとなります。中小企業の振興は、この持続的な経済循環を促進することで、豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進することとしています。

## 2. 小規模企業振興

- ① 本市において中小企業者のなかでも小規模企業者が多数を占めており鳴門市の基盤を支えています。小規模企業者の発展が長期的な市の発展を支える原動力となることから小規模企業者の持続的な発展を推進することとしています。
- ② 小規模企業者がその経営資源を有効に活用し、活力の向上が図られ、経営規模及び形態に応じて十分な配慮を行うことで、円滑で着実な事業運営が行われるよう支援するものです。

### 《参考》

#### ◇中小企業基本法第3条

(基本理念)

中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

#### ◇小規模企業振興基本法第3条、第4条

(基本原則)

第三条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。

第四条 小規模企業の振興に当たっては、小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

#### ◇中小企業憲章

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

## 4. (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業者等の将来的展望等を調査研究するとともに、中小企業振興施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業振興施策の策定及び実施に当たっては、当該施策に中小企業者等その他の関係者の意見を反映させるため、産学公民金での連携を図り、その協力関係を構築しなければならない。

3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。

中小企業の振興を推進していくために、その重要性を認識した上で、市が担っていく責務について規定し、「責務」とすることにより、中小企業者の努力、市民の理解・協力などよりも強く義務づけています。なお、ここでは「市長」の責務ではなく、「市」の責務としていますが、この条例では市長のみに責任を負わせるのではなく、地方公共団体である鳴門市が団体として責任を負うこととなります。鳴門市を主体とすることにより、市長のみならず、必要がある場合には教育委員会など、他の執行機関も施策を推進する主体となるものであり、中小企業の振興に関して鳴門市全体で取り組むことを宣言することになるものであります。

- ① 中小企業者を取り巻く経済的・社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業振興施策を策定し、効果的に実施することを市の責務としています。
- ② 中小企業振興施策の実施に当たっては、様々な関連する機関と連携及び協力することを市の責務としています。
- ③ 官公需についての中小企業者受注確保に関する法律第七条の規定を受け、中小企業者の製品の販路拡大や役務の提供範囲の拡大に資するため予算の適正な執行に留意しつつ市自らが内中小企業受注機会増大努めます。

(参考)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律  
(昭和四十一年六月三日法律第九七号)

(目的)

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(地方公共団体の施策)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

## 5. (中小企業者等の役割)

第5条 中小企業者等は、経済的・社会的環境の変化に対応して事業の成長発展を図るため、経営の革新及び経営基盤の強化について自主的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会と協働して、地域の発展に積極的に取り組むよう努めるものとする。

中小企業を振興していくために、中小企業者が努めるべき事項について規定しています。

- ① 基本理念に規定されているとおり、中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を基本として、経営基盤の強化を自主的に取り組むように努めるものとしています。
- ② 中小企業者自らが地域経済の基盤であることを認識し、雇用環境の整備(従業員の福利厚生の実充等)、雇用の創出、人材の育成等に取り組むように努めるものとしています。

これらが整備されることにより、労働者が充実した職業生活を営み、豊かな家庭生活を享受することができ、ひいては地域社会の発展に寄与すると考えられます。

- ③ 中小企業者の数は市内事業所の大多数を占めている状況にあり、地域社会に及ぼす影響は大きいものとなります。このことを理解した上で、個々の中小企業者が地域の発展を意識し、事業活動を行うよう努めることとしています。

## 6. (中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等とともに基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、中小企業者等の地域の中小企業団体への加入並びに各種事業者間の連携及び交流の推進に努めるものとする。
- 3 中小企業団体は、市が行う中小企業振興施策に積極的に連携するとともに、中小企業振興事業を積極的に推進するものとする。

中小企業を振興していくために、中小企業団体の役割について規定しています。

- ① 中小企業団体は、中小企業の振興を主な目的とする団体であることから、市、中小企業者、市民とともに、中小企業の振興に主体的に取り組むよう努めることを規定します。
- ② 中小企業団体は、中小企業者の中小企業団体への加入や、中小企業者同士や、中小企業者と大企業者との連携等の促進など、企業間の橋渡しの役割についても努めるものとしています。
- ③ 中小企業団体は、市が中小企業振興施策を企画立案及び実施する際に協力するよう努めるものとしています。

## 7. (大企業者の役割)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者等との連携に努めるものとする。
- 3 大企業者は、中小企業の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業振興施策との連携を図るよう努めるものとする。

中小企業を振興していくために、大企業の役割について規定しています。

大企業者は、中小企業者と比較し企業数は少ないものの、地域社会や中小企業者に対し大きな影響力があることから、中小企業者の振興に一定の協力を求めるものとしています。

- ① 自らの企業が地域社会に対し大きな影響力を持っていることを理解した上で、地域活動への参加、災害への対応、地域産業の振興を目的とする団体への加入など、地域社会の一員としての社会的責任を果たし、暮らしやすい地域社会の実現に努めることなどを示しています。
- ② 事業活動を行なうに当たっては、中小企業者との連携・協力を努めることなどを示しています。



なお、本項の「事業活動」には、通常の経済活動の他、企業の進出及び撤退の意味合いを含みます。

- ③ 大企業者においても、市の中小企業振興施策に協力するよう努めることとしています。

《参考》

◇中小企業基本法第7条第3項

中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにならなければならない。

## 8. (金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者等が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ経営相談等を通じて支援を行うことにより、中小企業者等の成長発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、中小企業の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業振興施策との連携を図るよう努めるものとする。

中小企業を振興していくために、金融機関の役割について規定しています。

- ① 金融機関は、中小企業者の事業活動において資金の供給、経営相談などで密接な関係があり、中小企業者の経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、そういった支援を通じて中小企業者・小規模企業者の発展に協力するよう努めるものとしています。
- ② 市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めることとしています。

## 9. (学術研究機関等の役割)

第9条 学術研究機関等は、中小企業者等が基本理念の実現に向け取り組む事業活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 学術研究機関等は、中小企業・小規模企業の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業振興施策との連携を図るよう努めるものとする。

中小企業を振興していくために、学術研究機関等の協力について規定しています。

- ① 中小企業者が基本理念の実現に向け取り組む事業活動に協力するよう努めることとしています。
- ② 市の中小企業振興施策に協力するよう努めることとしています。

## 10. (市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が市民生活の維持及び向上並びに地域貢献活動の継続及び発展に重要な役割を果たしており、今後の地域づくりの推進においても不可欠の存在であることを理解し、中小企業者等の成長発展の協力を努めるものとする。

- 2 市民は、地域経済の循環を担う消費者として、市内で生産、製造又は加工される物品を消費し、及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

中小企業の振興を推進していくために、中小企業に関する市民の理解と協力について規定しています。

- ① 中小企業の振興が、市民生活の向上や地域貢献活動等にとって重要な役割を果たしていることについて理解を深めることによりその成長発展に協力するよう努めることとしています。
- ② 中小企業者が提供する商品の購入及びサービスの利用に心掛けることにより、地域内における経済循環の促進に協力するよう努めることと示しています。

なお協力するように努めものとするとは、一般市民の方々に対して協力することを義務とするわけではなく、あくまで協力を期待するという考え方です。

## 1 1. (施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる事項を基本方針とし、中小企業振興施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 中小企業者等相互間の交流又は連携の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等と産学公民金の交流又は連携の促進を図ること。
- (3) 中小企業者等の創業及び新たな事業活動の促進を図ること。
- (4) 中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化の促進を図ること。
- (5) 中小企業者等の人材の確保及び育成の促進を図ること。
- (6) 中小企業者等の販路及び受注機会の拡大の促進を図ること。
- (7) 中小企業者等の情報の発信、収集及び産学公民金相互間での情報共有機能の強化の促進を図ること。
- (8) 地域資源の活用による産業の発展及び創出の促進を図ること。
- (9) 産学公民金が行う地域経済の活性化に資する事業に対して協力及び支援を図ること。
- (10) 中小企業の振興に関する市民の理解及び協力の促進を図ること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のために必要な施策の推進を図ること。

鳴門市の地域経済や現状施策を把握しながら、基本理念に基づいた市が行う施策の基本的な方向性について規定しています。すべての中小企業者に共通する課題を抽出し、この課題の解決に向けた施策の実施についての基本的な方針を明示しています。市は、この基本方針をもとに、中小企業の振興に向けた具体的な支援策を別に策定し実施していくこととなります。

- ①②産学公民金の連携をはじめ、さまざまな連携・協力関係の構築を目指し、経営資源の確保や技術的課題の解決、共同研究による事業化等につながるよう推進していきます。
- ③中小企業者の数が減少傾向をたどっており、経済の停滞や活力の低下が懸念されていることから、創業や新たな事業活動が円滑にできるよう積極的に支援していきます。
- ④「経営の革新」については、中小企業者が自ら経営資源を活用し、製品やサービスの新たな提供方法を導入することなどにより、経営の改善が図られるよう、また「経営基盤を強化」するためには、資金・設備等の経営資源の確保や充実を図ることが重要ですが、中小企業者が自らの力のみでこれらを充足することは難しい場合があることから施策を講ずることにより支援していきます。
- ⑤については、中小企業者において「人材」は重要な経営資源の1つであることから、自社の従業員を育成し、技術を継承することや、高度な技術を有する人材を確保す

る努力等に対して関係機関と連携し支援していきます。

- ⑥物件等（工事及び役務を含む。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行なわれるよう配慮しながら、販路拡大や受注機会が増加するよう支援していきます。
- ⑦業種別の習慣や垣根を乗り越え、市民のニーズを感じつつ、多様な情報の収集、発信及び共有を図ります。
- ⑧地域の「強み」である産技術・農林水産観光資源等地域資源を利活用し、六次産業化や農商工連携手法等によるこれらの地域資源の活用を通じて産業の発展及び創出が図られるよう、中小企業者の事業展開について支援していきます。
- ⑨市に関連する産学公民金が実施する地域経済の活性化に資する施策に対して協力・支援していきます。
- ⑩中小企業者の振興が市民生活の維持及び向上並びに地域貢献活動の継続及び発展に重要な役割を果たしていることを理解してもらい協力を得られるよう施策を講じていきます。
- ⑪基本理念に乗っ取り、その他中小企業の振興のために必要な施策の推進を図ります。

#### 《参考》

#### ◇中小企業基本法第2条

- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

## 1 2. (財政上の措置)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

基本理念にのっとり、市の責務を果たすに当たって、中小企業者の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることを明確にするものです。

## 1 3. (児童及び生徒の勤労観等の醸成)

第13条 市及び中小企業者等は、次世代を担う児童及び生徒が、将来、社会人及び職業人として自立できるよう、職業に関する理解及び体験の機会等を提供し、勤労観及び職業観の醸成に努めるとともに、将来の地域を担う人材の育成に努めるものとする。

将来にわたり中小企業の振興・基盤安定を図るために、鳴門市の今後を担う子ども達の勤労観等の醸成について規定しています。

中小企業者は、将来を担う子ども達に自らを知ってもらうことを通じて、児童・生徒の勤労観を醸成するとともに、中小企業者の役割の重要性について理解を深めることにより、将来的に地域を担う人材の育成に繋げるように努めるものとしています。

## 1 4. (会議の開催等)

第14条 市は、この条例の目的を達成するため、産学公民金による会議を定期的を開催するものとする。

会議の開催について規定しています。

## 15. (実施状況の公表)

第15条 市は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

情報の公開や市民等の理解及び協力の促進といった観点からも、毎年、実施した中小企業の主要な振興施策について、市公式ウェブサイト等への掲載で公表することを規定しています。